

報告第10号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月29日提出

加東市長 岩 根 正

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第6号	令和4年9月15日	和解及び損害賠償の額を定めること。	別紙のとおり

専決第6号

和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年9月15日

加東市長 岩 根 正

1 損害賠償の相手方

2 和解事項 市は、相手方所有倉庫の修理費用の10割を支払う。

3 損害賠償の額 63,800円

4 事故の概要

(1) 事故発生日 令和3年8月9日、令和4年2月23日及び4月2日

(2) 事故発生場所 加東市下滝野

(3) 事故の内容 加東市立滝野中学校野球部が同校グラウンドでの練習試合中に、打球がフェンスを越え、同校に隣接する相手方倉庫に当たり、外壁、庇及び雨樋を破損させた。